

議 事 錄

会議名	平成30年度第1回寒川町情報公開審査会 平成30年度第1回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	平成30年5月16日(水)9:00~11:00	開催形態	非公開
場 所	本庁舎3階 議会第2会議室		
出席者	委 員：森田、片岡、鶴園、谷澤 (欠席：清水委員) 事務局：野崎(総務部長)、三橋(総務課長)、高橋(行政総務担当主査)		
議 題	(1)会長及び職務代理者の選出 (2)議事録承認委員の指名 (3)寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について (4)その他		
決定事項	(1)会長に片岡委員を選出。片岡会長が職務代理者に清水委員を指名。 (2)片岡会長・森田委員を指名。		
議 事	別紙のとおり		
資 料	資料番号1：諮問案件資料（※審査事項のため本資料は非公開） 資料番号2：行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備について 追加資料1：前回諮問案件について（報告）		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	片岡 正昭 森田 明	(平成30年8月22日確定)	

議事の経過

1. 開会 三橋総務課長

2. 委嘱状の交付

3. あいさつ 野崎総務部長

※ 委員及び事務局が自己紹介。

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町情報公開審査会規則及び寒川町個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、委員総数5名中4名の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告。

4. 議事

第1号 会長及び職務代理者の選出

委員の互選により、会長に片岡委員が選出された。

片岡会長が、職務代理者に清水委員を指名した。

第2号 議事録承認委員の指名

片岡会長及び森田委員を指名した。

※ 質問案件の審査に入る前に、行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備について内容を確認することとした。

【説明】事務局より、資料に基づき説明(資料番号2)。

○ 審査会の議事運営に関する改正内容について、次のとおり質問があった。

- ・情報公開条例第19条の口頭意見陳述の具体的な実施方法について
- ・口頭意見陳述における実施機関の回答義務について
- ・情報公開条例第21条の提出資料の写しの送付等の手続きについて
- ・情報公開条例第19条第2項と審査会審査要領第6条の2との関係について
- ・審査会審査要領第12条の会長への委任規定について

→ 質問事項について事務局で回答を作成し、各委員へ通知することとし、次回審査会にて協議することとした。

第3号 寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく質問について

【説明】事務局より、資料に基づき説明(資料番号1)。また、審査請求人から口頭意見陳述の要望がある旨を報告。

- PR番組撮影時の状況（閉鎖的な環境であったのか、どこを撮影されてもよいような公開された環境だったのか）について質問があった。
→ PR番組のDVDは議会事務局で持っているので、[REDACTED]、次回の審査会で必要があれば視聴できるよう、事務局で準備することとした。
- 議会の決議文は公開されているのか、公開されることを[REDACTED]について質問があった。
→ 決議文は、議案として議会の傍聴者に配布されたこと、議決後は「議会だより」に掲載され一般に公開されたこと、また、[REDACTED]を事務局より回答した。

審査請求人の主張について、次の意見があった。

- 審査請求人の認識を確認するため、[REDACTED]を確認する必要がある。
- 審査請求人は、[REDACTED]と主張しているが、それならば公開しても問題ないとも考えられる。
- 抗議文自体は政治責任をはらむ文書だが、[REDACTED]情報公開制度とは別の話である。
- 審査請求人は、[REDACTED]、そのことが公文書を非公開とする根拠にはならない。
- 審査請求人は、[REDACTED]公文書を公開したことを問題としているが、[REDACTED]を承知の上で公開請求を行っているので、そのことについて反対の意思を表明するというのは矛盾を感じる。

実施機関の弁明について、次の意見があった。

- 実施機関は、公文書を公開した根拠として条例第5条第1号ただし書ア及びウを挙げていて、ただし書アは氏名について、ただし書ウは公務員等の職と職務内容についての根拠規定だが、アとウそれぞれの適用範囲が明示されていない。
- 実施機関は、ただし書アの根拠として、ほぼ同じ内容の決議文が公表されていることから、「何人でも閲覧できる情報」に該当すると弁明しているが、公文書の公開請求は、決議文の採決前になされたもの。決議後に公開決定しているので、理屈の上では成立するが、決議日と公開決定日が近すぎることが気になる。

次回の開催日程について

次回は、行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備に関する質問事項について協議した後、審査請求人の申立てに基づき、口頭意見陳述を実施する。

開催予定日は、6月13日（水）又は20日（水）とし、事務局が審査請求人及び実施機関の都合を確認した上で、各委員へ開催通知を送付する。

口頭意見陳述における審査会から審査請求人に対する質問事項は、主として問題となつた発言に至った文脈について質問することとし、実施機関に対しては、公文書の

内容が条例第5条第1項ただし書のいずれに該当するかについて質問することとする。

第4号 その他

特になし。

5. 閉会 片岡会長

以 上